

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 42 号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和 30 年 11 月規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第 32 条に規定する規則で定める事項等)	(条例第 32 条に規定する規則で定める事項等)
第 15 条 条例第 32 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第 15 条 条例第 32 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 4 条の規定により法人税が課される法人にあつては、同法第 13 条に規定する事業年度	(6) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 4 条の規定により法人税が課される法人にあつては、同法第 13 条に規定する事業年度及び同法第 15 条の 2 に規定する連結事業年度

(7) [略]

2 [略]

(条例第33条第4項の規定による市民税の減免)

第15条の2 条例第19条第1項第1号

又は第3項に規定する者で次の各号のいずれかに該当し、市長において特に必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいもののみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1)～(4) [略]

(5) 災害が直接の原因で納税者が障害者（条例第18条第1項第10号に規定するものをいう。）となったとき。第1号アの表の左欄に掲げる市民税について、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる市民税の10分の9相当額

2, 3 [略]

4 次に掲げるものに対して課する市民税については、均等割を免除する。ただし、そのものが市民税の法

(7) [略]

2 [略]

(条例第33条第4項の規定による市民税の減免)

第15条の2 条例第19条第1項第1号

又は第3項に規定する者で次の各号のいずれかに該当し、市長において特に必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいもののみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1)～(4) [略]

(5) 災害が直接の原因で納税者が障害者（条例第18条第1項第9号に規定するものをいう。）となったとき。第1号アの表の左欄に掲げる市民税について、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる市民税の10分の9相当額

2, 3 [略]

4 次に掲げるものに対して課する市民税については、均等割を免除する。ただし、そのものが市民税の法

人税割を課せられるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 防犯協会，防火協会，交通安全協会，自治会，管理組合法人，団地管理組合法人，マンション建替組合，マンション敷地売却組合，敷地分割組合，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体，青年団，婦人会その他市長が特に認めるもの

5，6 [略]

（固定資産税の課税標準の特例に関する申告）

第16条 法第349条の3から第349条の3の4まで，法附則第15条から第15条の3まで，法附則第63条又は法附則第64条の規定の適用がある固定資産の所有者は，毎年1月1日現在における当該固定資産について，固定資産税の課税標準の特例に関する申告書を1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし，償却資産について第17条の規定により申告書を提出するときは，当該申告書に当該規定の適用がある旨その他必要な事項を併せて記載すれば足りるも

人税割を課せられるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 防犯協会，防火協会，交通安全協会，自治会，管理組合法人，団地管理組合法人，マンション建替組合，マンション敷地売却組合，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体，青年団，婦人会その他市長が特に認めるもの

5，6 [略]

（固定資産税の課税標準の特例に関する申告）

第16条 法第349条の3から第349条の3の4まで又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある固定資産の所有者は，毎年1月1日現在における当該固定資産について，固定資産税の課税標準の特例に関する申告書を1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし，償却資産について第17条の規定により申告書を提出するときは，当該申告書に当該規定の適用がある旨その他必要な事項を併せて記載すれば足りるものとする。

のとする。

2 [略]

(条例第37条の5に規定する規則で定める申告書等)

第16条の4 条例第37条の5第2項の規定による申告書の提出は、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書に政令で定める耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の住宅が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して行わなければならない。

2, 3 [略]

(条例第37条の6第2項に規定する規則で定める申告書等)

第16条の5 条例第37条の6第2項の規定による申告書の提出は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額申告書に総務省令附則第7条第13項の補助に係る補助金の額が確定したことの通知の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定により行つた耐震診断の結果の報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを

2 [略]

(条例第37条の5に規定する規則で定める申告書等)

第16条の4 条例第37条の5第2項の規定による申告書の提出は、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書に政令で定める耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の住宅が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して行わなければならない。

2, 3 [略]

(条例第37条の6第2項に規定する規則で定める申告書等)

第16条の5 条例第37条の6第2項の規定による申告書の提出は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額申告書に総務省令附則第7条第13項の補助に係る補助金の額が確定したことの通知の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定により行つた耐震診断の結果の報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを

証する書類を添付して行わなければならない。

(条例第177条の27の規定による事業所税の減免)

第29条 次の各号に掲げる施設に係る事業所等において法人若しくは個人の行う事業に対して当該事業を行う者に課する資産割又は従業者割に対しては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

(1)～(4) [略]

(5) 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)の規定に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの 資産割額及び従業者割額の全額

(6), (7) [略]

(8) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第3条第1項の規定に基づく果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条に規定にする果

証する書類を添付して行わなければならない。

(条例第177条の27の規定による事業所税の減免)

第29条 次の各号に掲げる施設に係る事業所等において法人若しくは個人の行う事業に対して当該事業を行う者に課する資産割又は従業者割に対しては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

(1)～(4) [略]

(5) 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)の規定に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの 資産割額及び従業者割額の全額

(6), (7) [略]

(8) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条第1項の規定に基づく果実飲料の日本農林規格(昭和45年農林省告示第1379号)の規定

<p>実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号） 第2条の表に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下のものに限る。） 資産割額の10分の5相当額</p> <p>(9)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>による<u>果実飲料又は炭酸飲料</u>の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の表の<u>規定による炭酸飲料</u>の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下のものに限る。） 資産割額の10分の5相当額</p> <p>(9)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(徴税吏員証等の様式)

第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(種 別) (根 拠 法 規) (様 式)

(1)～(9の3) [略]

(10) 給与所得に係る 政令第48条の 第10号様式
市民税県民税特 9の10第4項
別徴収税額又は (政令第48条
分離課税に係る の17において
所得割額の納期 準用する場合
の特例承認の取 を含む。)

消通知書

(10の2)～(21) [略]

(申告書等の様式)

第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(種 別) (根 拠 法 規) (様 式)

(1)～(1の3) [略]

(2) 相続人の代表 法第9条の 第23号様式
者の指定(変 2第1項及
更)届出書 び政令第2
条第6項

(3)～(6) [略]

(7) 住所地外事務 法第317条 条例第25条第 第13条の 第28号様式
所事業所家屋 の2第8項 8項 2
敷に関する申
告書

改正前

(徴税吏員証等の様式)

第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(種 別) (根 拠 法 規) (様 式)

(1)～(9の3) [略]

(10) 給与所得に係る 政令第48条の 第10号様式
市民税県民税特 10の9第4項
別徴収税額又は (政令第48条
分離課税に係る の17において
所得割額の納期 準用する場合
の特例承認の取 を含む。)
消通知書

(10の2)～(21) [略]

(申告書等の様式)

第32条の2 次の各号に掲げる申告書その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(種 別) (根 拠 法 規) (様 式)

(1)～(1の3) [略]

(2) 相続人の代表 法第9条の 第23号様式
者の指定(変 2第1項政
更)届出書 令第2条第
6項

(3)～(6) [略]

(7) 住所地外事務 法第317条 条例第25条第 第13条の 第28号様式
所事業所家屋 の2第7項 7項 2
敷に関する申
告書

(8)～(10) [略]

(11) 給与所得に係る市民税
県民税特別徴収税額又は分離課税の所得割額の納期の特例承認申請書

政令 第48条 の 9 の 10 第 1 項 (政令第48条の17において準用する場合を含む。)

条例第28条の3の3 (条例第34条の7の2において準用する場合を含む。)

第32号様式

(12) 給与所得に係る市民税
県民税特別徴収税額又は分離課税の所得割額の納期の特例要件を欠いた旨の届出書

政令 第48条 の 9 の 11 (政令第48条の17において準用する場合を含む。)

条例第28条の3の4

第33号様式

(13)～(14の4) [略]

(14の4の2) 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

法附則第15条の9第2項又は第15条の9の2第2項

条例第37条の5第2項又は第37条の5の2第2項

第16条の4

第35号の4の2様式

(14の4の3)～(30) [略]

(8)～(10) [略]

(11) 給与所得に係る市民税
県民税特別徴収税額又は分離課税の所得割額の納期の特例承認申請書

政令第48条の9の9第1項（政令第48条の17において準用する場合を含む。）

条例第28条の3の3（条例第34条の7の2において準用する場合を含む。）

第32号様式

(12) 給与所得に係る市民税
県民税特別徴収税額又は分離課税の所得割額の納期の特例要件を欠いた旨の届出書

政令第48条の9の10（政令第48条の17において準用する場合を含む。）

条例第28条の3の4

第33号様式

(13)～(14の4) [略]

(14の4の2) 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

法附則第15条の9第2項又は第15条の9の2第2項

条例第37条の5第2項又は法37条の5の2第2項

第16条の4

第35号の4の2様式

(14の4の3)～(30) [略]

第7号様式中

「
事業年度又は 年 月 日 から 年 月 日 まで を
連結事業年度
」

「
事業年度 年 月 日 から 年 月 日 まで に、
」

「

課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 及びその法人税割額			
--	--	--	--

 を
」

「

課税標準となる法人税額 及びその法人税割額			
--------------------------	--	--	--

 に、
」

「

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する 法人における課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額及びその法人税割額			
--	--	--	--

 を
」

「

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する 法人における課税標準となる法人税額 及びその法人税割額			
--	--	--	--

 に、
」

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
--	--	--	--

 を
」

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額			
------------------------	--	--	--

 に
」

改める。

第10号の6様式中

「
事業年度又は
連結事業年度
年 月 日から 年 月 日まで
を
」

「
事業年度
年 月 日 から 年 月 日 まで
に、
」

「

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額			
--------------------------------	--	--	--

を
」

「

課税標準となる法人税額及びその法人税割額			
----------------------	--	--	--

に、
」

「

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額			
--	--	--	--

を
」

「

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額			
--	--	--	--

に、
」

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
--	--	--	--

を
」

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額			
------------------------	--	--	--

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条第1項の改正規定 令和3年1月1日

(2) 第15条第1項第6号、第7号様式及び第10号の6様式の改正規定 令和4年4月1日

(3) 第15条の2第4項第5号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 第7号様式及び第10号の6様式の改正規定の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市市税条例施行規則第7号様式及び第10号の6様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。